

重要

新入生の保護者の皆さまへ

平成**29**年度

新入生用

福島県高等学校PTA連合会団体契約

約**30%**
割引

(団体割引他)

高校生総合補償制度(傷害総合保険)

自転車総合補償制度(自転車総合保険)

のご案内

ご入学おめでとうございます。

大切なご子息、ご令嬢の高校生活が充実したものとなりますよう心からお祈り申し上げます。

さて、このたびご案内する**高校生総合補償制度**はこれからの高校生活の中で直面する様々な危険を総合的に、また**自転車総合補償制度**は自転車にまつわる危険を総合的に補償する制度です。

本制度は団体割引他が適用され、保険料が割安になっており、平成28年12月末現在では両制度あわせて県内で約20,000人の高校生が加入しております。

この機会に是非ご加入されるよう、お勧めします。



福島県高等学校PTA連合会
会長 田中 清美

楽しいはずの高校生活にもこんな危険が！！

過去の発生した事故(例) ※実際のお支払いはご加入の内容やおケガの状態により異なります。

	事故の状況	お支払内容
死亡事故	自転車で道路横断中に車と衝突し死亡。	死亡保険金 770万円
傷害事故	自転車で走行中に、転倒して右足を骨折。入院48日。	入院保険金 288,000円
	傘が自転車の前輪に接触し転倒、頭部外傷、打撲。入院4日通院22日	入院保険金 24,000円 通院保険金 88,000円
	部活活動中に転倒し大腿骨骨折。入院116日、通院26日。	入院保険金 232,000円 通院保険金 26,000円
賠償事故	自転車で走行中に道路上にあった測量機器にぶつかり壊してしまった。	賠償保険金 53万円
	自転車で走行中に他人に衝突、相手は頭部を強打して死亡。	賠償保険金 2,400万円
	自転車で走行中に他人と接触、相手は転倒時に頭を打って死亡。	賠償保険金 2,600万円

保険契約者 : 福島県高等学校PTA連合会(福島県高P連)

被保険者 : 福島県高等学校PTA連合会の会員高校の新入生
(加入対象者)

I 高校生総合補償制度 (傷害総合保険)

高校生活を過ごしていく中で直面する様々な危険を
総合的に補償します！

1. 日常の事故、クラブ活動中の事故も含めて幅広く補償します。
2. 修学旅行中の食中毒なども補償されます。
3. 扶養者が万が一のとき、学費の一部をお手伝いします。
4. 保険期間は3年間ですので更新手続きは不要。ご卒業まで安心です。
5. 団体契約ですので割安な保険料で大きな補償が得られます。
6. O-157等の特定感染症も特約で補償されます。
7. 天災による傷害事故も補償されます。(天災危険補償特約をセット)
8. 示談交渉サービスがセットされます。(日本国内のみ)

<加入タイプA> 18,000円(3年間一時払)

保険金額 保険期間3年間 職種級別A級 割引率約30%(団体割引他)
熱中症危険補償特約・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約・天災危険補償特約・特定感染症危険補償特約セット

傷害	死亡・後遺障害	173.9万円(※1)
	入院保険金日額 1日につき(1,000日限度)	2,000円
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
	通院保険金日額 1日につき(90日限度)	1,000円
個人賠償責任(限度額)		1億円
特別費用	学業費用(学資費用) 1年につき	50万円
	緊急費用 1事故につき	2万円
特定感染症危険	O-157等の特定感染症を発病された場合 特定感染症を発病し、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 後遺障害保険金 + 入院保険金 + 通院保険金 + 葬祭費用実費 (300万円限度)	
保険料 (3年間一時払)		18,000円

(※1) 保険契約開始時点のご加入人数により、死亡・後遺障害保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。

こんな時、お役に立ちます。

学業費用

扶養者が万一の事故によるケガで亡くなられたとき、または所定の重度後遺障害が生じたときに、卒業までの学費を援助。



日常生活に、他人をケガさせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。



個人賠償 (示談交渉サービス付(日本国内のみ))

緊急費用

ご両親やご兄弟姉妹が万一の事故によるケガで亡くなられたとき、緊急に必要な費用を補償。



交通事故や、旅行中、スポーツ中に、生徒ご本人がケガをして、入院、通院等したとき。



傷害

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険金をお支払いする事例

CASE

1

入学後1年半の時、父親（扶養者）が飛行機事故で亡くなった...



学業費用：卒業までに各支払年度について50万円を限度に負担した費用をお支払い。
緊急費用：2万円（全額）

CASE

2

登校中に自転車に乗っていて、他の生徒にぶつかり、ケガをさせてしまった...



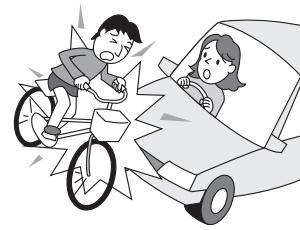
個人賠償：治療費・慰謝料など、法律上の賠償責任額をお支払い。（1億円限度）

CASE

3

自転車に乗っていて自動車と衝突、入院20日、通院10日のケガ...
（入院中、骨の移植手術を受けた。）

傷害：入院 2,000円×20日=40,000円
手術 2,000円×10倍=20,000円
通院 1,000円×10日=10,000円
→ 合計70,000円をお支払い。



※実際のお支払いはご加入の内容やおケガの状態により異なります。

よくあるQ&A

Q1. 補償はいつから始まるのですか？途中からでも加入できますか？

A1. 平成29年4月8日午前0時が補償の開始となります。
中途加入もできます。その場合、同封の払込取扱票に必要事項をご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行より保険料をお振込みください。
（中途加入の保険料は本パンフレット記載の損保ジャパン日本興亜お問い合わせ先までご照会ください。）

Q2. 校内でのケガでないと支払われませんか？

A2. 校内、校外に関わらずお支払条件に該当すれば、お支払いします。

Q3. 自転車搭乗中でのケガでないと支払われませんか？

A3. 自転車搭乗中にかぎらず、日常の事故、クラブ活動中の事故等、幅広く補償します。

Q4. 食中毒は補償されますか？

A4. 修学旅行中の食中毒なども補償されます。

Q5. 加入者カードはいつ届きますか？

A5. 多くの方にご加入いただく団体契約ということもあり、お手続きの関係上、加入者カード（保険加入者証）の発送には3か月程度時間がかかります。
ご心配おかけして申し訳ありません。
カードの到着まで払込用紙の受領証が当制度の加入の証になりますので、このパンフレットとともに大切に保管してください。

Q6. 熱中症の補償ってどんなときに補償されるのですか？

A6. 日射または熱射で死亡したとき、後遺障害を被ったとき、入院したとき、手術を受けたとき、通院したときに補償されます。

Ⅱ 自転車総合補償制度 (自転車総合保険)

自転車による傷害事故はもちろん賠償事故までワイドに補償します！

1. 自転車運転中の傷害事故・賠償事故を総合的に補償します。
(通学外でも補償します。)
2. 保険期間は3年間ですので、更新手続きは不要です。
ご卒業時まで安心してお過ごしいただけます。
3. 団体契約ですので割安な保険料で大きな補償が得られます。
4. 示談交渉サービスがセットされます。(日本国内のみ)

<加入タイプB> 5,000円(3年間一時払)

保険金額 保険期間3年間 割引率約30%(団体割引他)

傷害	死亡・後遺障害	476.4万円(※2)
	入院保険金日額 1日につき(180日限度)	6,000円
	通院保険金日額 1日につき(90日限度)	4,000円
賠償責任(限度額)		1億円
保険料(3年間一時払)		5,000円

(※2) 保険契約開始時点のご加入人数により、死亡・後遺障害保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。

補償の範囲

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

【傷害事故の場合】

- 日本国内で自転車に乗っている間の事故によるケガ
- 日本国内で運行中の自転車との衝突・接触事故によるケガ

【賠償責任の場合】

- 日本国内で自転車の所有・使用・管理により、誤って他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したことによって法律上の損害賠償責任を負った場合

自転車とは、ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車およびその付属品をいいます。



よくあるQ&A

Q1. 24時間補償されますか？(登下校以外でも補償されますか？)

A1. 登下校中はもちろん、休日の事故も補償します。

Q2. 誰の自転車に乗っていても補償されますか？

A2. はい、お友達やご家族の自転車に乗っている場合でも補償されます。

Ⅲ お申込みにあたり(傷害総合保険、自転車総合保険)

加入時に一括してお支払いください。

保険料

(恐れ入りますが、振込手数料はお客様負担でお願いします。)

★スタンダード補償制度 (傷害総合保険+自転車総合保険)

一番人気
です

加入タイプ **A+B** (3年補償)

23,000円

近年は様々な様態の事故が発生していますので、
高校生総合補償プランと自転車総合補償プランがセットされた
スタンダードプランでのご加入をおすすめします。

※この場合、日本国内における自転車事故(死亡・後遺障害・入院・通院)については両制度からの補償を受けられることになります。

賠償責任については、自転車事故は2億円が限度、その他の事故は1億円が限度となります。

高校生総合補償制度(傷害総合保険)

加入タイプ **A** (3年補償)

18,000円

自転車総合補償制度(自転車総合保険)

加入タイプ **B** (3年補償)

5,000円

保険期間

平成29年4月8日(土)の午前0時から
平成32年3月31日(火)午後4時までの3年間

お申し込み方法

平成29年4月6日(木)までに同封の払込取扱票に必要事項を
ご記入のうえ最寄りのゆうちょ銀行より保険料をお振込みください。
(記入例を参照のうえカタカナでご記入ください。)

お申し込み締切

平成29年4月6日(木)
上記締切日を過ぎた場合でもお申し込みは可能です。
※その場合の保険期間・保険料については、上記内容と異なりますので、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

加入者カード

多くの方にご加入いただく団体契約ということもあり、お手続きの関係上、
加入者カード(保険加入者証)の発送には3か月程度時間がかかります。
ご心配おかけして申し訳ありません。
カードの到着まで払込用紙の受領証が当制度の加入の証になりますので、
このパンフレットとともに大切に保管ください。
また3か月を経過しても加入者カードが届かない場合には、損保ジャパン
日本興亜までお問い合わせください。

(記入例) すべてカタカナでご記入ください。 (恐れ入りますが、振込手数料はお客様負担でお願いします。)

00	仙台	払込取扱票									
口座記号番号											金額
02100-5											千
23363											百
											十
											万
											千
											百
											十
											円
福島県高等学校PTA連合会											料
											金
											額
											※
											円
加入者名											備考
福島県高等学校PTA連合会											
加入依頼者											保険料
氏名											円
カタカナで記入											23,000
住所											
カタカナで記入											
〒960-8105 773マシチウケンチヨウ9-16											
TEL 024(523) 1110											
加入依頼者											加入タイプ
氏名											口数
カタカナで記入											AB
性別											変更
①男 ②女											登録型保険料(×口数)
生年月日											円
③昭 ④平											
12年4月5日											
加入依頼者											職業
①本人 ②配偶者 ③子供											職種名
④親 ⑤兄弟姉妹 ⑥その他同居親族											
職業											
職種名											
学校名											日
521 00コウイウ											附
学年											印
522 /											
予備											
523 ΔΔ											

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	02100-5
	23363
加入者名	福島県高等学校PTA連合会
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
	¥23000
おなまえ	773マシチウケンチヨウ9-16
ご依頼人	773マシチウケンチヨウ9-16
	773マシチウケンチヨウ9-16 様
料	日 附 印
金	
備	
考	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行(承認番号仙第10610号))
これより下部には何も記入しないでください。

	保険料	加入タイプ
■高校生総合補償制度 + 自転車総合補償制度	23,000円	AB
■高校生総合補償制度	18,000円	A
■自転車総合補償制度	5,000円	B

下記コード表より高校コードを記入してください。

- ※払込取扱票はすべて **カタカナ** でご記入ください!! (漢字でのご記入は不要です。)
- ※生年月日の記入漏れにご注意ください。
- ※上記口座番号の「23363」は保険料ではありませんので、お間違いのないようご注意ください。

■高校コード表

高校名	コード
福島高校	1
橘高校	2
福島商業高校	3
福島明成高校	4
福島工業高校	5
福島西高校	6
福島北高校	7
福島東高校	8
福島南高校	9
川俣高校	10
梁川高校	11
安原高校	12
安達高校	13
二本松工業高校	14
安達東高校	15
本宮高校	16
安積高校	17
安積黎明高校	18
郡山東高校	19
郡山商業高校	20
郡山北工業高校	21
郡山高校	22
あさか開成高校	23
湖南高校	24
須賀川高校	25
須賀川桐陽高校	26
清陵情報高校	27
長沼高校	28
岩瀬農業高校	29
光南高校	30
白河高校	31
白河旭高校	32
白河実業高校	33
塙工業高校	34
修明高校	35
石川高校	36
田村高校	37
船引高校	38

高校名	コード
小野高校	39
会津高校	40
葵高校	41
会津学鳳高校	42
若松商業高校	43
会津工業高校	44
喜多方高校	45
喜多方東高校	46
喜多方桐桜高校	47
猪苗代高校	48
耶麻農業高校	49
西会津高校	50
大沼高校	51
川口高校	52
坂下高校	53
会津農林高校	54
田島高校	55
南会津高校	56
只見高校	57
磐城高校	58
磐城桜が丘高校	59
平工業高校	60
平商業高校	61
いわき総合高校	62
いわき光洋高校	63
湯本高校	64
小名浜高校	65
いわき海星高校	66
磐城農業高校	67
勿来高校	68
勿来工業高校	69
好間高校	70
遠野高校	71
四倉高校	72
ふたば未来学園高校	73
相馬高校	74
相馬東高校	75
原町高校	76

高校名	コード
相馬農業高校	77
小高産業技術高校	78
新地高校	79
福島中央高校	80
郡山萌世高校	81
白河第二高校	82
会津第二高校	83
いわき翠の杜高校	84
安積高校御館校	301
修明高校鮫川校	302
小野高校平田校	303
相馬農業高校飯館校	304
郡山養護学校	92
平養護学校	99
いわき養護学校	100
富岡養護学校	101

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款、自転車総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：福島県高等学校PTA連合会
- 保険期間：平成29年4月8日午前0時から平成32年3月31日午後4時(卒業予定日)まで3年間となります。
- 申込締切日：平成29年4月6日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：福島県高等学校PTA連合会傘下高等学校の新入生の皆さまを被保険者とし、保護者を加入者(保険料負担者)としてご加入いただきます。
 - 被保険者：福島県高等学校PTA連合会傘下高等学校の新入生(「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」)にかぎりず。
 - 扶養者：学業費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただけます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方(収入の最も多い方)にかぎりず。
 - お支払方法：専用の払込取扱票で、ご加入時に一括してお支払いいただけます。
 - お支払方法：ご加入希望の方は、4月6日までに同封の払込取扱票にて保険料を、ゆうちょ銀行より加入者のお名前でお振込みください。ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
 - 中途加入：保険期間の途中でのご加入は、毎月、受付をしています。中途加入の場合は、保険料をお支払いいただいた日の翌日午前0時に保険責任が始まります。保険期間・中途加入保険料につきましては、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。
 - 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。
 - 保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
 - 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【傷害総合保険】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。))によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。
(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 - 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
 - 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害 (国内 外補償)	死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	
	後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合} (4\% \sim 100\%)$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの) ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
	入院 保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数} (1,000日限度)$	
	手術 保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)	
	通院 保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数} (\text{事故の発生の日から} 1,000 \text{日以内の} 90 \text{日限度})$ (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】 (続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>傷害 (国内外補償)</p>	<p>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】 特定感染症^(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。 また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。平成28年12月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。</p>	
<p>個人賠償責任 (国内外補償) (注1)</p>	<p>住宅^(※1)の所有・使用・管理または被保険者^(※2)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。 (※1)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。 (※2)この特約における被保険者は次のとおりです。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の同居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 など (※)次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。 ①主たる原動力が人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。) ③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p>
<p>特別費用</p>	<p>扶養者^(※1)が、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、扶養不能状態^(※2)となった場合、支払対象期間^(※3)中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。 ■学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用(授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等)をいいます。お支払いの保険金の額は、支払対象期間^(※3)中の各支払年度について、学資費用の保険金額を限度とします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 (※3)「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。 (注)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトに掲載の約款集をご覧ください。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など</p>
<p>緊急費用保険金 (国内外補償) (注1)(注2)</p>	<p>親族^(※)が急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者が葬儀に参列するための費用等の緊急に生ずる費用に対して、緊急費用の保険金額の全額をお支払いします。 (※)次の①または②の方をいいます。 ① 被保険者の父母 ② 被保険者の兄弟姉妹 (注)緊急費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それぞれの契約のうち最も高い保険金額となります。他の保険契約等から保険金が支払われた場合は、損害額からその金額を差し引いてお支払いします。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②親族の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③親族の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④親族の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤親族の妊娠、出産、早産または流産 ⑥親族に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 など</p>

(注1)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

(注2)複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

【自転車総合保険】

被保険者が、日本国内において、自転車事故（自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突、接触された事故）によりケガをされた場合等に、保険金をお支払します。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内のみ補償)	死亡保険金 日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払します。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払します。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤自転車による競技、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 ⑥頭（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
	後遺障害保険金 日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払します。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)}$	
	入院保険金 日本国内において自転車事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払します。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数 (事故の発生の日から180日以内)}$	
	通院保険金 日本国内において自転車事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払します。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数 (事故の発生の日から180日以内の90日限度)}$ （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
賠償責任 (国内のみ補償)	日本国内において、自転車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者（※）が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払します。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。 （※）被保険者とは次の方をいいます。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりず）。ただし、本人に関する事故にかぎりず。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりず）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりず。 なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
【自転車】	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。）およびその付属品（積載物を含みます。）をいいます。
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html ）
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
【保険年度】	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な受審判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務（傷害総合保険の場合）

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、自転車総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

【傷害総合保険】

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■傷害総合保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

■扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

【共通】

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的でケガ等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始

保険責任は保険期間初日の午前0時に始まりです。

*中途加入の場合は、保険料をお支払いいただいた日の翌日午前0時に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

【傷害総合保険】

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

【自転車総合保険】

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注) 日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

【共通】

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、質貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

●前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からのその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（注）までが補償されます。

（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式サイト（<http://www.sjnk.co.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者（保険の対象となる方）の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【傷害総合保険にご加入になる方のみご確認ください】

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「**保険金をお支払いできない主な場合**」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

事故のご連絡について

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

事故にあわれたときは、ただちに近隣の損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日から30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

賠償しなければならないと思われる事故が発生した場合は、事故の対応につきご相談ください。

あらかじめ損保ジャパン日本興亜にご相談されず賠償金を支払われた場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

損保ジャパン日本興亜
郡山保険金サービス第一課

〒963-8878
郡山市堤下町9-4
シゲキ郡山ビル 4F

TEL 024-922-2078

損保ジャパン日本興亜お問い合わせ先

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

福島地区 福島支社
(県北地区) 〒960-8105
福島市仲間町9-16 4F

TEL 024-523-1310

郡山地区 郡山支社
〒963-8877
郡山市堂前町6-4
郡山堂前合同ビル 4F

TEL 024-927-8570

会津地区 会津支社
〒965-0024
会津若松市白虎町225
日通会津ビル 3F

TEL 0242-24-6122

白河地区 白河支社
〒961-0856
白河市新白河3-141
損保ジャパン日本興亜白河ビル 2F

TEL 0248-22-9516

相馬地区 南相馬営業所
(相双地区) 〒975-0008
南相馬市原町区本町1-93
損保ジャパン日本興亜原町ビル 2F

TEL 0244-22-4014

いわき地区 いわき支社
〒970-8026
いわき市平字田町120
いわき駅前再開発ビル「ラトブ」 7F

TEL 0246-25-2134

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続き実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808〈通話料有料〉IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間: 24時間365日)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店とご締結いただいていた有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入者カードは大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

取扱幹事代理店

取扱指定代理店



引受保険会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

作成日2017年2月9日 SJNK16-17151